

奈良県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年八月五日安倍土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十六年八月十二日

奈良県知事 荒井正吾